

令和7年度 福島県立会津第二高等学校 後期選抜募集要項

〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号
福島県立会津第二高等学校
Tel(Fax)0242-27-3660

1 アドミッション・ポリシー

会津第二高校では、次のような生徒を求めている。

- ① 働きながら学び、自己実現を目指す生徒
- ② 日々の授業を大切に、卒業まで頑張り続ける生徒
- ③ 社会のルールを踏まえて、他者と協働しながら主体的に高校生活を送る生徒

2 募集定員

定時制の課程(夜間) 普通科 定員40名から前期選抜の合格者を除いた数
(前期選抜により定員を充足した場合、後期選抜は実施しない。)

3 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)、又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

4 出願方法・出願期間

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。このとき、中学校長は、後期選抜志願者名簿(県教育委員会作成の所定用紙)を添付する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

出願は、本校のみとし、併願は認めない。

(3) 出願期間

- ① 出願期間は、令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。
- ② 受付時間は、午後1時25分から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- ③ 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留分の切手(460円分)を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会作成の所定用紙)

- ② 調査書(平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。)
 - ③ 受験票用紙(県教育委員会作成の所定用紙)
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成の所定用紙)
- なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(県教育委員会作成の所定用紙)
 - ② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
- ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会作成の所定用紙)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成の所定用紙)
- なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 入学検定料

- ① 入学願書には、定時制の課程の入学検定料として、950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
- ただし、志願者において消印しない。
- ② 前期選抜又は連携型選抜に出願した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
 - ③ すでに納付された入学検定料との間に差額が生じても返還しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(県教育委員会作成の所定用紙)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 提出の方法

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 提出期間

令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。

郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午後1時25分から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

7 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合

- ① 出願先変更を希望する者は、「後期選抜出願先変更願」（県教育委員会作成の所定用紙）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校校長に、「後期選抜出願先変更者名簿」（県教育委員会作成の所定用紙）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ③ 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
- ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- ④ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(2) 他の高等学校から本校へ出願先を変更する場合

上記(1)に準じた手続きをする。この場合すでに納付された入学検定料との間に差額が生じても返還しない。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会作成の所定用紙）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出し、それ以外の者は出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。その際、受験票を返還する。
- (2) すでに納付された入学検定料は返還しない。

9 入学者選抜

(1) 選抜方法

提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や定時制課程の特性等に配慮しつつ、本校で教育を受けるに足る能力・適性・意欲等を総合的に判定して選抜する。

- ① 調査書 「各教科の学習の記録」は、9教科の各学年の評定を合計して135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、記載内容を点数化し、55点満点として、合計190点満点とする。
- 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
- ② 面接 個人面接を実施する。
- 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。面接については、段階評価する。学習活動の成果を問う内容については、点数化し、60点（20点×3教科）満点とする。
- ③ 作文 作文を実施する。

与えられたテーマに対し、50分間で自分の体験や自分の考えなどを600字以内にまとめる作文で、段階評価する。

(2) 面接等の日時及び会場

① 日 程 令和7年3月24日(月)

受 付 8:50 ～ 9:00

作 文 9:15 ～ 10:05

面 接 10:20 ～

② 会 場 本校

③ その他

ア 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

10 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降、本校において発表する。
- (2) 合格者には合格通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 可否に関して電話等での照会には応じない。

11 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(県教育委員会作成の所定用紙)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 県外等からの出願及びこの要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) その他不明な点については、本校入試担当者へ問い合わせること。